山形市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 動物の適正な飼養等(第9条-第11条)
- 第3章 動物の引取り、収容等(第12条―第16条)
- 第4章 事故発生時の措置等(第17条―第20条)
- 第5章 山形市動物愛護センター(第21条―第29条)
- 第6章 動物愛護管担当職員(第30条)
- 第7章 雑則(第31条)
- 第8章 罰則(第32条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)において定めるもののほか、この市における動物の愛護に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の管理について必要な事項を定めることにより動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者(動物の所有者若しくは占有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。)をいう。
 - (2) 飼い犬 現に所有され、又は占有されている犬 (その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている犬を含む。)をいう。
 - (3) 飼い猫 現に所有され、又は占有されている猫 (その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている猫を含む。)をいう。
 - (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
 - (5) 係留 飼い犬が人に害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、又は丈夫な

鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の 例による。

(基本理念)

- 第3条 市及び市民は、動物が命あるものであり、その命は尊いものであることを理解し、動物の愛護に関する意識を高めるよう努めなければならない。
- 2 市及び市民は、動物に対する考え方が多様であることを理解した上で、動物が社会において欠かすことができないものであることを認識し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、法及びこの条例の目的 を達成するために必要な動物の愛護に関する施策を市民と共に実施するよう努めなければな らない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

- 第6条 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、その飼養しようとする動物の本能、 習性等を理解するとともに、将来にわたる飼養環境等を考慮し、当該動物をその終生にわた り飼養することができるかどうかを勘案した上で飼養を開始するよう努めなければならない。 (飼い主の責務)
- 第7条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものに対する責任を十分に自覚し、当該動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。
- 2 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を 持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。
- 4 飼い主は、動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、当該動物

をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

- 5 飼い主は、周辺の環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心掛け、人と動物とが共 生することができる環境づくりに努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、やむを得ず当該動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、当該動物を適正に飼養することができるものに譲渡するよう 努めなければならない。

(動物販売業者の責務)

第8条 動物の販売を業として行う者は、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

- 第9条 飼い主は、動物の飼養又は保管を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を与えること。
 - (2) 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
 - (3) 動物の適正な飼養及び保管をすることができる施設等を整備すること。
 - (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設等の内外を常に清潔に保つこと。
 - (5) その飼養し、又は保管する動物の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう 努めること。
 - (6) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないこと。
 - (7) 異常な鳴き声、ふん尿、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
 - (8) 逸走した場合は、自ら捜索し、収容するよう努めること。
 - (9) 地震、火災その他の災害が発生した際には、その飼養し、又は保管する動物を保護するとともに、当該動物に起因する事故の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (10) 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

(犬の飼い主の遵守事項)

- 第10条 犬の飼い主は、その飼い犬について常に係留をしておかなければならない。ただし、 次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 飼い犬を制御することができる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのな

い場所及び方法で飼い犬を訓練する場合

- (2) 飼い犬を制御することができる者が、飼い犬を鎖等で確実に保持して運動させ、又は移動させる場合
- (3) 警察犬、狩猟犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合
- 2 前項に定めるもののほか、犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
 - (2) 飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排せつしたときは、直ちに排せつ物の除去その他の必要な措置を講ずること。
 - (3) 飼い犬に適切なしつけを行うこと。

(猫の飼い主の遵守事項)

第11条 猫の飼い主は、その飼い猫の安全の保持及び周辺の生活環境の保全につながるよう、 飼い猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

- 第12条 市長は、法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により大又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。
- 2 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明しない犬又は猫を引き取ったときは、当該犬又は猫の種類及び特徴、当該犬又は猫を引き取った日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。
- 3 市長は、所有者が前項に規定する公示期間の満了後2日以内に当該犬又は猫を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。

(犬の収容)

- 第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反して係留がなされていない飼い犬があると認めるときは、当該職員にこれを捕獲させ、及び抑留させることができる。
- 2 前項の規定により捕獲を行う職員は、同項の飼い犬を捕獲するために必要と判断される限度において、その飼い主又はその他の者の土地、建物等(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により飼い犬の捕獲及び抑留を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬の所有者が判明しているときは、その所有者 に対し、通知を受けた日から2日以内にこれを引き取るべきことを通知するものとする。
- 5 市長は、前項の場合において、所有者が同項の規定による通知の到達後2日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により飼い犬を抑留した場合(その抑留した飼い犬の所有者が判明している場合を除く。)について準用する。
- 7 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬に係る抑留中の飼養及び管理並びに返還に要する費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。

(負傷動物の収容等)

- 第14条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫その 他規則で定める動物(以下「負傷動物」という。)を収容したときは、これに対して治療その 他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により負傷動物に対して行った治療等に要した費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。
- 3 第12条第2項及び第3項の規定は、法第36条第2項の規定により負傷動物を収容した 場合について準用する。

(譲渡)

- 第15条 市長は、次に掲げる動物の飼養を希望するものについて、その動物を適正に飼養することができると認めるときは、そのものにその動物を譲渡することができる。
 - (1) 法第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った 大又は猫
 - (2) 法第36条第2項の規定により収容した負傷動物
 - (3) 第13条第1項の規定により抑留した犬
- 2 前項の規定による譲渡を希望するものは、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければな らない。

(野犬の駆除)

第16条 市長は、野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合 において、通常の方法によってはこれを捕獲することが著しく困難であると認めるときは、

区域及び期間を定めて、薬物を用いてこれを駆除することができる。

2 市長は、前項の規定による駆除をしようとするときは、人、飼い犬等に害を及ぼさないよ う、規則で定めるところにより、当該区域内及びその周辺の住民に対し、その旨を周知する ものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第4章 事故発生時の措置等

(特定動物の飼養者による緊急時の措置)

第17条 特定動物(法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。)を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を市長及び警察官に通報し、かつ、周辺の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲するなど、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故届)

第18条 飼い犬が人にかみついたとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、その飼い主は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第19条 市長は、飼い犬が人にかみついたときは、その飼い主に対し、直ちに必要な措置を とるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収、立入調査等)

- 第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に関係のある場所に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係人に対し質問させることができる。
- 2 第13条第3項の規定は、前項の規定により立入調査を行う職員について準用する。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5章 山形市動物愛護センター

(設置、名称及び位置)

- 第21条 この市に第1条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 山形市動物愛護センター
 - (2) 位置 山形市大字船町1030番地の1

(事業)

- 第22条 山形市動物愛護センター(以下「センター」という。)においては、法第37条の2 第2項に規定する動物愛護管理センターとしての業務を行うとともに、次に掲げる事業を行 う。
 - (1) 狂犬病の発生防止等のための必要な措置等に関すること。
 - (2) 動物の愛護及び適正な管理に係る市民の自主的な活動を支援するための施設の提供に関すること。
 - (3) その他第1条の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(使用者の範囲)

第23条 センターの多目的ルーム(以下「施設」という。)を使用することができるものは、 第1条の目的に添った活動を行う団体及び個人並びに市長が適当と認めるものとする。

(使用の許可)

- 第24条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外の目的に 施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

- 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の許可をしないものとする。
 - (1) 営利を目的として使用しようとするとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあるとき。
 - (3) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
 - (4) その他センターの管理上適当でないとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第26条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第24条第1項 の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは行為の中止、原状回復若 しくはセンターからの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により第24条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) その他センターの管理上適当でないとき。

(原状回復の義務)

第27条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は前条の規定により使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

- 第28条 センター内では、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他人に迷惑をかけること。
 - (2) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は汚損すること。
 - (3) その他センターの管理上適当でないと市長が認めること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターへの立入りを拒絶し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第29条 センターを利用する者及び使用者は、センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第6章 動物愛護管理担当職員

(動物愛護管理員)

第30条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に 基づき、センターに山形市動物愛護管理員を置く。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

- 第32条 第17条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第10条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第19条の規定による命令に違反した者
 - (4) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による

調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若し くは虚偽の答弁をした者

- 第34条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項に おいて同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人 に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者が、その訴訟行為 につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関 する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日前に山形県動物の保護及び管理に関する条例(平成12年山形県条例第92号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(この市の区域内に係るものに限る。)は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前になされた県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、県条例の例に よる。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。